

令和8年3月5日

板橋区都市整備部住宅政策課

居住支援業務委託

企画提案書に関する質問とその回答について

No	内容	回答
1	提出書類について 1. 審査員の手元には、「企画提案書」および「見積書」があり、事前に目を通されているという認識でよろしいでしょうか。	審査を行う選定委員会の委員には、企画提案者名の代わりとして付与した記号が記載された「企画提案書」及び「見積書」を二次審査（プレゼンテーション）前に配付し、それを手元に置いたうえで、プレゼンテーションが行われます。
2	提出書類について 2. 「法人概要書」も審査員に配布されるのでしょうか。	ご提出いただいた「法人概要書」は、選定委員会の委員には配付しません。
3	実績の記載について 居住支援協議会の参加実績や、自治体からの事業受託実績について、具体的な自治体名を記載・公表してもよろしいでしょうか。	他自治体での受託実績について、個人情報等を含まない概要をご説明いただくことは問題ありませんが、具体的な自治体名を記載することにより、企画提案者の特定につながる可能性がありますので、控えていただくようお願いいたします。また、ご提出いただいた企画提案書等は、「居住支援業務委託募集要項」P7「16 企画提案書等の情報公開」に記載のとおり、原則公開となることにご留意ください。
4	再委託について 再委託を予定している事業者について、事前に板橋区の承諾を得る必要はありますでしょうか。	再委託については、提案採用者の選定後、契約の協議を行う中で確認し、委託契約を締結するタイミングで再委託承認申請の手続きを行っていただきます。ただし、企画提案の段階で、連携を予定している事業者等をご説明いただくことは問題ありません。
5	実施体制の記載について 実施体制の記載において、法人概要、組織図、主任担当者・担当者の氏名を記載しない方がよろしいでしょうか。	公正な審査を確保するため、企画提案者名がわからない（事業者名が特定できない）ようにご注意ください。法人概要等を記載いただくことは問題ありません。
6	企画提案書の記載内容について 「5 区が求める提案内容」の順序で記載する指示がありますが、その中で「委託内容」に関する実施方法や提案について、当法人の実績を踏まえて記載するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。ただし、仮に実績がなくても新たに実施する予定のことなどがありましたら、それを含めてご提案いただくことは問題ありません。